



令和4年3月28日

こどもみらい部長様  
(こども教育保育課)  
(こども政策課)  
学校教育部長様  
(学校教育課)

那覇市保健所長  
(保健総務課)

B.1.1.529 系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について(依頼)

平素より、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部長から令和4年3月24日に発出されております「B.1.1.529 系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」に基づき下記の通り、本市の方針が決定いたしましたので通知いたします。

つきましては、関係施設へ周知いただきますようよろしくお願いいたします。

#### 記

1. 保育所(地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む。)、幼稚園、認定こども園、特別支援学校、放課後児童クラブ、児童・生徒を対象とした学習塾及びスポーツクラブ(以下「保育所等」という。)で感染者が発生した場合
  - 保健所等による一律の積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は実施しない。
  - ただし、同時に多数の感染者が発生し、感染拡大の場となっている可能性がある状況や、基本的な感染対策を行わずに飲食を共にするなど感染リスクの高い場合等、さらなる感染対策の必要性が認められる場合における保健所等による調査や、感染対策の協力要請の実施を行うことは可能とする。
  - 感染者が発生した場合に、保育所等においては、状況に応じて以下のとおり自主的な感染対策の徹底をお願いする。
    - ① クラス単位等の全員を検査対象とする学校・保育 PCR 検査を受検し、受検者については検査結果が判明するまでの間、待機を推奨すること。なお、検査未実施の場合、保育所等

で感染者と接触(※)があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等は、一定期間(例えば、5日間の待機に加えて自主的に検査など)の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとること。

- ② 保育所等で感染者と接触(※)があった者は、接触のあった最後の日から一定の期間(目安として7日間)はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう、保育所等に周知すること。また、症状がある場合には、速やかに医療機関を受診することを促すこと。
- 感染状況等に応じて、一般に、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めることとする。

## 2. 小学校、中学校、高等学校で感染者が発生した場合

- 保健所等による一律の積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は実施しない。
- ただし、同時に多数の感染者が発生し、感染拡大の場となっている可能性がある状況や、基本的な感染対策を行わずに飲食を共にするなど感染リスクの高い場合等、さらなる感染対策の必要性が認められる場合における保健所等による調査や、感染対策の協力要請の実施を行うことは可能とする。特に離島地域においては、感染状況に応じて、調査、特定、検査、行動制限の実施について保健所において判断する。
- 感染者が発生した場合に、学校においては、状況に応じて以下のとおり自主的な感染対策の徹底をお願いする。
  - ① クラス単位等の全員を検査対象とする学校・保育 PCR 検査を受検すること。
  - ② 学校で感染者と接触(※)があった者は、接触のあった最後の日から一定の期間(目安として7日間)はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう、学校内に周知すること。また、症状がある場合には、速やかに医療機関を受診することを促すこと。
  - ③ 学校で感染者と接触(※)があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等は、検査結果が判明するまでの間、待機すること。
- 感染状況等に応じて、一般に、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めることとする。

※ 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」(国立感染症研究所)を踏まえた感染者の感染可能期間(発症2日前～)の接触

## 3. 学校保育 PCR 検査対象者における既感染者の取り扱いについて

これまで学校 PCR 検査事業において、本市の方針として、新型コロナウイルス既感染者は就業制限解除後 3 か月間は検査対象外としてきましたが、オミクロン株の特徴を踏まえ、就業制限解除

後1か月間かつ無症状の場合に限り学校保育 PCR 検査対象者から除外しても差し支えないことと変更いたします。

問い合わせ先

那覇市保健所新型コロナウイルス感染症現地対策本部

疫学調査班 フリーチーム

098-917-0225